

小笠原陸域ガイド登録制度実施要綱

(登録制度の目的)

第1条 この制度は、小笠原エコツアーリズム協議会（以下「協議会」という。）が掲げるエコツアーリズムの主旨にのっとり、小笠原の固有の自然や文化を保全して、適正で持続的な利用を図り、利用者や地域社会に信頼されるガイドとしての活動を通じて地域振興に貢献することで、ガイドの社会的な地位を確立することを目的とする。

(対象)

第2条 小笠原陸域ガイドの登録の対象者は、小笠原の主に陸域の野外において自然観光資源に関する解説及び案内を有料で提供する者とする。

(登録の申請)

第3条 別表1に掲げる基準を満たす者は、小笠原陸域ガイドの登録を申請することができる。

2 別表1(1)及び(2)の基準には満たないがその他の基準を満たす者は、ガイド登録されるまでの間を小笠原陸域準ガイドとして申請することができる。この場合の要綱の規定については、第4項、第4条第5項及び第7条第2項を除き「小笠原陸域ガイド」を「小笠原陸域準ガイド」と読み替えて準用する。

3 小笠原陸域ガイドの登録を申請する者（以下「申請者」という。）は、小笠原エコツアーリズム協議会会長（以下「会長」という。）あてに次の書類を提出するものとする。

(1) 小笠原陸域ガイド登録申請書（様式1）

(2) 別表1に掲げる登録基準に則した提出書類

4 小笠原陸域準ガイドに登録されている者が小笠原陸域ガイドの登録の申請をする場合においては、小笠原陸域準ガイドの登録申請時にすでに提出している書類について提出を省略することができる。

(登録等)

第4条 会長は、小笠原陸域ガイドの登録の申請があった場合には、小笠原エコツアーリズム協議会ルール・ガイド制度検討部会（以下「部会」という。）に登録の可否について審査を行わせるものとする。

2 会長は、前項に定める部会の審査結果に基づき、登録の可否を申請者に通知する。

3 登録が可能である旨の通知を受けた申請者は、会長が指定する日までに協議会に登録料を納付しなければならない。

4 登録料は1万円とする。なお、登録料は、事業の廃止又は休止及び登録の失効、停止並びに抹消による返納はしない。

5 小笠原陸域準ガイドの登録を受けた者が、当該登録の有効期間中に小笠原陸域ガイドに登録する場合は、登録料を免除する。

(登録を拒否する場合)

第5条 会長は、次の各号に該当する申請については、前項に定める審査を経ることなく登録を拒否することができる。

(1) 申請書類に虚偽の記載があるもの

(2) 第13条の規定により登録を抹消された日から3年を経過していない者からの申請

(登録証等の交付)

第6条 会長は、第4条の登録を行ったときは、申請者に小笠原陸域ガイド登録証(様式2)及び小笠原陸域ガイド標章(様式3)等を交付する。

(登録の有効期間)

第7条 小笠原陸域ガイドの登録の有効期間(以下「登録期間」という。)は、登録の決定を受けた年の4月1日から2年間とする。

2 小笠原陸域準ガイドの登録を受けた者が小笠原陸域ガイドに登録された場合の登録期間は、当該小笠原陸域準ガイドの残有効期間とする。

3 第10条第2項に定める届出が登録期間を超えてされた場合の当該登録ガイドの登録期間は、前2項の規定によらず事業を再開した日が属する年度の3月31日までとする。

(遵守事項等)

第8条 小笠原陸域ガイドの登録を受けた者(以下「登録ガイド」という。)がガイドを行うときは、別表2に掲げる事項を遵守するものとする。

2 登録ガイドがガイドを行うときは、第6条に定める小笠原陸域ガイド標章を携帯しなければならない。

(登録証等の再交付)

第9条 登録ガイドは、第6条に定める登録証等に記載された事項に変更があったとき、又は登録証等を紛失若しくは破損等をしたときは、小笠原陸域ガイド登録証等再発行申請書(様式4)を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに登録証等を再交付する。

(事業の廃止及び休止)

第10条 登録ガイドが当該登録に係る事業を廃止又は休止したときは、小笠原陸域ガイド事業廃止(休止)届(様式5)により会長に遅滞なく届け出なければならない。

2 前項に定める事業の休止の届出を行った者が事業を再開するときは、小笠原陸域ガイド事業再開届出書(様式6)により会長に遅滞なく届け出なければならない。

(登録ガイドへの改善指導、注意)

- 第11条 会長は、別表2に定める小笠原陸域ガイドの遵守事項に適合しないと認められる事由が生じたときは、当該登録ガイドに対し口頭による注意を行う。
- 2 会長は、口頭による注意後1ヶ月以内に改善が認められない場合は、当該ガイドに対し文書により改善を指示する。
- 3 会長は、文書による指示後3ヶ月以内に改善が認められない場合は、その旨を公表することができる。

(登録の失効)

- 第12条 小笠原陸域ガイドの登録は、第14条の登録の更新が行われずに第7条に定める登録に係る有効期間が経過したときは、その効力を失う。
- 2 会長は、前項により登録が失効したときには、当該登録ガイドにその旨を通知する。
- 3 登録を失効した者が小笠原陸域ガイドに再登録をする場合は、別表1の基準を満たさなければならない。

(登録の停止及び抹消)

- 第13条 会長は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、部会に審査を依頼し、その結果を踏まえて登録の停止又は抹消をすることができる。
- (1) 第11条第3項の指示によっても改善が認められない場合。
- (2) 過失等が原因による重大な事故が生じたとき。
- (3) 利用者からの苦情に適切に対処せず、行為等が改善されない と認められるとき。
- (4) 陸域ガイド名鑑の記載情報が虚偽であると認められるとき。
- 2 会長は、前項の規定により登録を停止又は抹消したときは、当該登録ガイドに対し小笠原陸域ガイド登録停止・抹消通知書(様式7)によりその旨を通知する。
- 3 前項に定める登録の停止の通知を受けた者が、登録を停止された日から1年以内かつ、登録期間中に、登録の停止に係る事由について改善を行った結果、別表2の遵守事項に適合する場合には、小笠原陸域ガイド登録停止解除申請書(様式8)により登録停止の解除を申請することができるものとする。ただし、登録期間を超えて申請することはできない。
- 4 会長は、登録停止の解除の申請を受けた場合は、部会の招集を行い、当該登録ガイドの登録停止の解除について協議しなければならない。
- 5 会長は、前項に定める協議の結果、当該登録ガイドの登録停止の解除又は非解除が決まった場合には、直ちに小笠原陸域ガイド登録停止(解除・非解除)通知書(様式9)により通知する。
- 6 第2項の規定により登録の抹消を受けた者は、登録が抹消された日から起算して3年間は、登録の申請を行うことができない。

(登録の更新)

第14条 小笠原陸域ガイドの登録の更新を受けようとする登録ガイドは、次に掲げる書類を会長に提出した上で、登録の更新のための講習(以下「更新講習」という。)を受講しなければならない。

(1) 小笠原陸域ガイド登録更新申請書(様式10)

(2) 別表1に掲げる提出書類の内(5)、(6)、(7)

2 登録の更新に関する手続きについては、第3条から第7条の規定を準用する。

(登録証等の返納)

第15条 登録ガイドは、小笠原陸域ガイドの登録を停止又は抹消されたとき、失効したとき、又は第9条の規定による登録証等の再交付の申請をしたときは、会長に登録に係る登録証及び標章等を速やかに返納しなければならない。

(苦情の通知および調査並びに対処報告等)

第16条 小笠原エコツーリズム協議会事務局(以下「事務局」という。)は、利用者や住民等から登録ガイドについての苦情が寄せられた場合は、必要に応じて当該登録ガイドに通知するとともに、内容を調査し、適切な対応を求めるものとする。

2 事務局は、苦情及び苦情処理について、その概要を必要に応じて協議会及び部会に報告する。

(事故の報告)

第17条 登録ガイドは、事業又は業務の遂行上、重大な事故が生じた場合は、速やかに会長に報告しなければならない。

2 会長は、前項に定める報告を受けた場合は、その概要をすべての登録ガイドに対して周知を行い事故の再発防止に努めるものとする。

(調査)

第18条 会長は、この要綱に係る事項について申請者及び登録ガイドの所在地又は事業の実施場所等に事務局員又は部会員を派遣させて調査させることができる。

(要綱の改正)

第19条 会長は、この要綱を改正する場合は、部会の意見を聴くものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

別表1 登録申請時の基準及び提出書類

基 準	提 出 書 類
(1) 小笠原村に1年以上居住していること	申請時1週間以内に発行された住民票の写し
(2) 小笠原においてガイドまたはガイド業に役立つ業務に1年以上の実務実績があること	陸域ガイド実務実績申告書(様式ア)
(3) プロフィールなどの情報公開に応じること(ただし準ガイドは任意とする)	陸域ガイド名鑑掲載事項表(様式イ)
(4) 登録申請年度又は前年度実施の小笠原陸域ガイド講習を受講していること	小笠原陸域ガイド講習修了証の写し
(5) 傷害保険及び活動中の過失責任による賠償責任保険に加入していること	加入している傷害及び賠償責任保険証の写し
(6) 救命・救急法等について最新の情報に基づく技量を有していること	上級救命講習修了者またはそれに準ずる救命救急の資格の証書等の写し(申請時に有効期間内であること)
(7) 各種法令とともにガイドの際にかかわる自主ルールについても遵守すること	小笠原陸域ガイド遵守事項同意書(様式ウ)

別表2 小笠原陸域ガイド遵守事項

- (1) 小笠原ガイド憲章及びガイド心得を守ること
- (2) ガイドツアー実施時における安全管理マニュアルを基本とすること
- (3) 小笠原のガイドツアーにかかわる各種法令・制度・自主ルールに従うこと
- (4) 小笠原陸域ガイド用カウンセリングシートを活用(各ガイド用にアレンジ可能)すること
- (5) 保険加入清算書またはそれに準ずるものを提出すること